

## 令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する  
子どもたちの利用料が **無償化** されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

### 幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたち

#### 【対象者・利用料】

○幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料(保育料)が無償化されます。

- 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
(注)幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担となります。

※なお、保育料に含まれていた副食費(おかず・おやつなど)については、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担になります。支払いは各園でお願いします。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちなどについては免除されます。

○0歳から2歳までの子どもたちについては、**住民税非課税世帯を対象として利用料(保育料)が無償化**されます。

#### 【対象となる施設・事業】

○幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な保育料)も同様に無償化の対象とされます。

### 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

#### 【対象者・利用料】

○無償化の対象となるには、亀岡市から「**保育の必要性の認定**(※就労などの一定要件が必要です)」を受ける必要があります。

○幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

(注)幼稚園などが預かり保育を実施していない場合や、平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満(幼稚園の標準時間も含む)または開所日数200日未満の場合に限り、認可外保育施設などの併用も無償化の対象となります。ただし、併用の場合は利用料の合計額が、上限額1.13万円(0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは上限額1.63万円)まで無償化となります。

### 認可外保育施設などを利用する子どもたち

#### 【対象者・利用料】

○無償化の対象となるためには、亀岡市から「**保育の必要性の認定**(※就労などの一定要件が必要です)」を受ける必要があります。

○3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

#### 【対象となる施設・事業】

○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

(注)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所などを指します。